

永平寺町住まいる定住応援事業助成金交付要綱

(通 則)

第1条 永平寺町住まいる定住応援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、永平寺町補助金等交付規則（平成18年永平寺町規則第38号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この助成金は、永平寺町（以下「町」という。）への定住人口の増加を図るとともに地域の活性化に資するため、若年者の住宅取得に要する経費および子育て経費の一部を助成することにより、町への定住を促進させることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 平成26年4月1日とする。
- (2) 転入者 基準日に町に住民登録されていなかった者で、基準日から平成29年12月31日までに町に住民登録したものとする。
- (3) 在住者 町に住所を有している者とする。
- (4) 親族 転入者または在住者の3親等内の親族とする。
- (5) 住宅 居住する用に供する一戸建て住宅（独立した居住できる居室、台所、便所及び浴室の設備を有する建物。店舗併用住宅の場合は、居住する用に供する部分の延べ床面積が建物全体の延べ床面積の2分の1以上あるもの）とする。
- (6) 転入日 転入者が住民票に記載され住民となった日とする。
- (7) 転居日 在住者が住民票に転居と記載された日とする。

(助成対象者)

第4条 この助成金を受ける者は、次の各号に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 町に定住する意思を持ち、永平寺町内（以下「町内」という。）に住宅を新築（建売を含む。以下同じ。）または中古住宅を購入した転入者若しくは在住者であること。ただし、親族と同一敷地内も可とする。
- (2) 基準日以降、町内に転入または転居していること。
- (3) 助成金申請時にその新たに購入・新築した住宅（以下「当該住宅」という。）に入居しており、世帯主となるものが45歳未満であること。ただし、世帯主が45歳以上であつても中学生以下の子供がいる場合は、当該世帯主とする。
- (4) 世帯主が当該住宅の購入者（所有者）であること。ただし、共有名義となっている場合は、世帯主の持分が2分の1以上であること。
- (5) 当該住宅が町内にある既存住宅の増築・建て替えではないこと。ただし、定住促進地域内で平成28年1月1日以降に完成した建て替え住宅に、新世帯主が転入した場合にあつては、この限りでない。
- (6) 当該住宅の世帯構成員全員が町税等を滞納していないこと。
- (7) 過去に町の同様の趣旨により行われた助成制度の助成を受けていないこと。

(助成金)

第5条 助成金は、次のとおりとする。

- (1) 定住支援金
- (2) 子育て支援金（中学生以下）

(助成金の額)

第6条 助成金の額は別表1のとおりとし、助成金の上限は100万円とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする者は、転入の場合は転入日、転居の場合は転居日から2年以内に助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、平成30年3月31日までの助成事業のため、申請の受付期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。なお、申請期限について、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 この助成金の交付申請は、1世帯1回限りとする。

(申請書の審査)

第8条 町長は、前項の申請書を受付したときは、その内容を審査し、その結果を助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対して通知するものとする。

(助成金の請求及び支払い)

第9条 申請者は、助成金額の確定の通知を受けたときは、速やかに助成金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により助成金の請求を受けた場合には、速やかに申請者に対して支払うものとする。

(調査等)

第10条 町長は、助成対象事業に関して必要な調査を行うことができる。

(助成金の返還)

第11条 町長は、助成金の交付を受けた者の申請内容等に不正の事実があると認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表1

住宅取得費	新築住宅	定住促進地域	50万円
		定住促進地域外	20万円
	(ただし、町内業者が施工した場合は5万円を加算)		
	中古住宅	定住促進地域	10万円
定住促進地域外		5万円	
子育て経費	定住促進地域	1人につき20万円	
	定住促進地域外	1人につき10万円	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の第8条の規定により通知された助成金の交付決定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項第5号の規定について、平成27年12月31日までに、転入または転居された世帯主については、平成27年度の規定によるものとする。

第12条による委任事項

第1 地域区分を次のとおりとする。

- (1) 定住促進地域 志比北小学校区・上志比小学校区
- (2) 定住促進地域外 その他の小学校区

第2 住まいる定住応援事業助成金交付要綱第7条の転入転居日からの申請期限日の取り扱いについて、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 新築注文住宅の場合 住民票に記載された転入日または転居日と登記簿に記載された新築年月日との遅い日付を転入日または転居日とし、その日から起算するものとする。ただし、未登記の住宅については、公的証明が取れないため、住民票に記載された日から起算するものとする。
- (2) 新築建売住宅及び中古住宅の場合 住民票に記載された転入日または転居日と登記簿に記載された売買契約日との遅い日付を転入日または転居日とし、その日から起算するものとする。ただし、未登記の住宅については、公的証明が取れないため、住民票に記載された日から起算するものとする。

第3 第5条の規定について、申請日現在の世帯主の年齢及び世帯構成によるものとする。

附 則

- 1 この委任事項は、平成27年4月1日から施行する。